

令和5年度第5回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和5年6月5日

担当部・課：桃生総合支所市民福祉課〔内線253〕

保健福祉部介護福祉課〔内線2456〕

① 件名		
事業廃止に伴う補助金（過年度分）の返納請求について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 せんだんの杜ものうしたを運営していた社会福祉法人東北福祉会は、平成16年度に、補助事業の対象となる社会福祉施設を整備し、平成17年4月1日に本施設を開設し事業を開始した。近年は、利用者数の減少が顕著になり、建物の劣化も著しく、このまま事業を継続していくことが困難な情勢となったため、本年4月30日で事業を廃止し、本年9月30日までに本施設を解体撤去する方針となった。</p> <p>【目的】 事業の廃止に伴い、石巻市補助金等の交付に関する規則第21条の財産処分の制限に該当すると認められることから、同規則の規定に基づき、交付した補助金の一部について返納請求を行うもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年規則第47号)</p> <p>【〔個別計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成17年	2月	補助金の交付決定
	4月	せんだんの杜ものうした事業開始
令和5年	2月	法人側から事業廃止に係る相談
	4月	施設の事業廃止
⑤ 主な内容		
1 請求先	住所	仙台市青葉区国見ヶ丘七丁目141番地9
	氏名	社会福祉法人東北福祉会 理事長 佐藤 牧人
2 請求見込額		1,113,636円
		7,000,000円×〔1－(18.5年/22年)〕＝1,113,636円
		※補助金交付額7,000千円から、施設を解体するまでの期間（平成17年4月から18年6月間）に相当する額を控除した額

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>【影響・効果】 石巻市補助金等の交付に関する規則に照らして妥当なものと考えられる。</p> <p>《参考 同規則抜粋》 (財産処分の制限) 第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供してはならない。</p> <p>(1) 不動産 (2) 機械及び器具で市長が定めるもの (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの</p> <p>【市財政への負担】 なし</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和5年 9月 施設の解体完了を確認次第、法人に対し補助金返納請求書等送付</p>
<p>⑨ その他</p>